

● 「道路運送車両法」(抜粋)

(改善措置の届出等)

第六十三条の三 自動車製作者等は、その製作し、又は輸入した同一の型式の一定範囲の自動車の構造、装置又は性能が保安基準に適合していない状態にあり、かつ、その原因が設計又は製作の過程にあると認める場合において、当該自動車について、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため又は保安基準に適合させるために必要な改善措置を講じようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に次に掲げる事項を届け出なければならない。

一～三 (略)

2・3 (略)

平成7年1月1日から平成10年11月23日までの罰則規定

第一百二十二条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第六十三条の三第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
2 (略)

平成10年11月24日から平成15年1月16日までの罰則規定

第一百十一条の二 第六十三条の三第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、百万円以下の過料に処する。

平成15年1月17日以降の罰則規定

第一百六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第六十三条の三第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 (略)

第一百十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する道路運送車両に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第一百六条の二 二億円以下の罰金刑

二 (略)